

指定就労定着支援
報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定就労定着支援

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
利用者数	利用者数が20人以下					
	利用者数が21人以上40人以下					
	利用者数が41人以上					
就労定着支援員	常勤換算で、利用者数を40で除した数以上配置されているか					
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
前年度の利用者平均	() 人					
サービス管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	専従であるか				管理者との兼務可	
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	サービス管理管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなしサービス管理管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
基本報酬【～R3.3.31】	就労を継続している期間が6か月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定しているか。					
基本報酬【R3.4.1～】	就労を継続している期間が6か月に達した障害者に対して、利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定しているか。				どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定 （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出） 令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能 （令和3年度実績の例） 次のいずれかの期間の実績で評価 （Ⅰ）平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間） （Ⅱ）平成30年度及び令和元年度（2年間）	
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
特別地域加算	振興山村地域等の厚生労働大臣の定める地域でサービス提供をしているか				本加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した際の交通費の支払は受けられない	
企業連携等調整特別加算【～R3.3.31】	就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか				【R3.4.1～】 企業連携等調整特別加算から、定着支援連携促進加算に見直し。	
定着支援連携促進加算【R3.4.1～】	各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）として算定しているか。					
初期加算	通所事業所等と一体的に運営されている場合において、一体的に運営されている通所事業所等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、個別支援計画を作成し、サービス提供を行った場合に、1回限りで加算を算定しているか				同一法人内の他の事業所を利用する場合は、アセスメント等の共有や連携が可能となるため、この加算を算定することはできない	
就労定着実績体制加算	過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が、前年度において100分の70以上として届出を行った事業所において、加算を算定しているか				加算は利用者全員に対して算定	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	職場適応援助者養成研修の修了者を修了定着支援員として配置した場合に、加算を算定しているか				加算は利用者全員に対して算定	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、加算算定をしているか					